

函館市立小学校，中学校，義務教育学校および幼稚園の学校職員ストレス チェック制度実施要領

函館市立小学校，中学校，義務教育学校および幼稚園の学校職員ストレスチェック制度の業務委託について，契約を定めるもののほか，その実施に当たっては，この要領に基づき履行するものとする。

1 個人ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号，以下「法」という。）第66条の10に基づくストレスチェックの実施者として，次により実施すること。

（1）実施期間

函館市教育委員会の定める期間による

（2）実施方法

法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）に示されている「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）に，教職員の実態に沿った項目を加えた調査票を使用し，委託業者はインターネットを用いて，オンラインでストレスチェックを実施する。

（3）ストレスの程度の評価方法および高ストレス者の選定方法

マニュアルに示されている素点換算表を用いた方法で評価し，その結果をレーダーチャートにて示すこと。委託業者はマニュアルに示されている評価基準により高ストレス者を選定する。

（4）ストレスチェックの結果の通知方法

- ① 個人結果は，各職員に委託業者が決定する適切な方法により通知する。
- ② 高ストレス者と選定され，委託業者により面接指導の必要があると選定された職員が面接指導を希望する場合は，面接指導希望者のリストを函館市教育委員会に提出すること。

2 ストレスチェック集団分析結果

委託業者は集団分析結果を次により報告することとする。

（1）分析内容

- ① 函館市立の学校に勤務している道費負担職員および函館市立の幼稚園に勤務している教員に関する集団分析結果
- ② 学校ごとにおける集団分析結果（受検者数が10人以上の学校に限る）

（2）実施時期

ストレスチェック実施以降作成し，ストレスチェックを実施した年度の2月末までに提供すること。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。